

# 令和6年9月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 50件

令和6年度補正予算 ----- 5件  
条例その他議案 ----- 22件  
報告議案 ----- 23件

1 令和6年度補正予算 ----- 5件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	4,938,270千円	470,587,934千円
特別会計	602,227千円	289,051,347千円
企業会計	9,284千円	24,488,786千円

2 条例その他議案 ----- 22件

条例議案 ----- 14件  
その他議案 ----- 8件

3 報告議案 ----- 23件

決算報告 ----- 23件

## 令和6年9月高知県議会定例会提出予定議案目録

### ○ 予 算

- 第 1 号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和6年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 3 号 令和6年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和6年度高知県病院事業会計補正予算

### ○ 条 例 そ の 他

- 第 6 号 高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例議案
- 第 7 号 高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案
- 第 8 号 高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 18 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 19 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 20 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 21 号 国道493号（北川道路・柏木2号橋上部工）道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第 22 号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第 23 号 室戸警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 24 号 国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 25 号 県道の路線の廃止に関する議案
- 第 26 号 令和5年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 令和 5 年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 令和 5 年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 令和 5 年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 令和 5 年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 令和 5 年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 令和 5 年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 令和 5 年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 令和 5 年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 令和 5 年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 10 号 令和 5 年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第 11 号 令和 5 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第 12 号 令和 5 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 13 号 令和 5 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 14 号 令和 5 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 15 号 令和 5 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 16 号 令和 5 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 17 号 令和 5 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 18 号 令和 5 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 19 号 令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第 20 号 令和 5 年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第 21 号 令和 5 年度高知県電気事業会計決算
- 報第 22 号 令和 5 年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第 23 号 令和 5 年度高知県病院事業会計決算

# 令和6年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

## 第 6 号 高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例議案

(河川課)

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づき一級河川仁淀川水系日下川が特定都市河川として指定されることに伴い、同法を施行するため、同法、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく事務の一部を協議の調った市町村が処理することができるようにするもの

## 第 7 号 高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例議案

(特別支援教育課、高等学校課)

学校給食費等の公会計化を実施することに伴い、県立学校の一部における学校給食の実施及び県立の特別支援学校の寄宿舎における寄宿舎食の実施について定めるとともに、学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めようとするもの

## 第 8 号 高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

## 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(薬務衛生課)

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行による大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理等をしようとするもの

**第 10 号 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(文化国際課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担等を考慮し、高知県立県民文化ホールの利用施設に係る利用料金、入場料及び使用料の上限額の改定等をしようとするもの

**第 11 号 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(文化国際課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立美術館の利用料金、観覧料及び使用料の基準額を改定しようとするもの

**第 12 号 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(文化国際課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立文学館の通常の展示に係る利用料金及び観覧料の基準額を改定しようとするもの

**第 13 号 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(歴史文化財課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立歴史民俗資料館の通常の展示に係る利用料金及び観覧料の基準額を改定しようとするもの

**第 14 号 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(自然共生課)

近年の物価高騰、高知県立牧野植物園の磨き上げ整備等の状況を踏まえた適切な受益者負担等を考慮し、同園の利用料金及び入園料の基準額を改定しようとするもの

**第 15 号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例議案**

(用地対策課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行により公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

**第 16 号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案**

(都市計画課)

地域の実情を踏まえた開発行為の規制の緩和を図るため、市街化調整区域内における開発行為の許可基準としての道路の幅員について見直しを行うとともに、国の開発許可制度運用指針が一部改正されたことを考慮し、市街化調整区域内において建築等を行うことができる建築物等として圧縮水素スタンドを追加しようとするもの

**第 17 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案**

(公園上下水道課、歴史文化財課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担等を考慮し、県が設置する都市公園のうち、高知公園及び春野総合運動公園に係る利用料及び利用料金の上限額の改定等をしようとするもの

**第 18 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案**

(県立病院課)

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の施行により消費税法（昭和63年法律第108号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

## 第 19 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

(教職員・福利課)

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたこと等を考慮し、異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当を定めようとするもの

## 第 20 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案

(総務事務センター)

高知県立安芸高等学校ほか9校に設置する教学機器を予定金額112,134,000円で、高知市比島町二丁目4番33号四国通建株式会社高知支店から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

## 第 21 号 国道493号（北川道路・柏木2号橋上部工）道路改築工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道493号（北川道路・柏木2号橋上部工）道路改築工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
国道493号（北川道路・柏木2号橋上部工）道路改築工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
934,142,000円
- (4) 契約の相手方  
大阪府大阪市中央区本町四丁目3番9号  
横河・鉄建特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
令和9年3月7日

## 第 22 号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道441号防災・安全交付金工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
国道441号防災・安全交付金工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
776,600,000円
- (4) 契約の相手方  
四万十市渡川一丁目10番25号  
植田・豚座・刈谷特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
令和10年1月31日

## 第 23 号 室戸警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案

(装備施設課)

室戸警察署庁舎新築建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
室戸警察署庁舎新築建築主体工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
815,518,000円
- (4) 契約の相手方  
高知市九反田5番8号  
新進・勝賀瀬特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
令和8年2月3日



**第 24 号 国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案**

（土木政策課）

国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事は、一般競争入札により、契約金額4,480,465,000円（当初契約金額4,455,352,000円）で、香川県高松市田町11番地5飛島・豚座・福寿特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和7年11月30日を完成期限として施行中であるが、トンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直し、補助工法を追加したこと、残土処理場を工事現場の近隣で確保することができたこと等に伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	（変更前）		（変更後）
契約金額の変更	4,480,465,000円	→	4,596,900,000円

**第 25 号 県道の路線の廃止に関する議案**

（道路課）

県道黒岩東浜を安芸市に移管することに伴い、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、同県道の路線の全部を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

**第 26 号 令和5年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案**

（電気工水課）

令和5年度高知県電気事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

**第 27 号 令和5年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案**

（電気工水課）

令和5年度高知県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

報第 1 号～報第 19 号 令和5年度高知県一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算

報第 20 号 令和5年度高知県流域下水道事業会計決算

(公園上下水道課)

報第 21 号 令和5年度高知県電気事業会計決算

(電気工水課)

報第 22 号 令和5年度高知県工業用水道事業会計決算

(電気工水課)

報第 23 号 令和5年度高知県病院事業会計決算

(県立病院課)

## 1. 条例制定の趣旨

- 激甚化・頻発化する水害に対して、法的枠組みにより「流域治水」の実効性を高めるため、令和3年に特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)が改正され、指定対象河川が『市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川』に加え、『自然的条件により被害防止が困難な河川』に拡大。
- 地元市町村の意向をふまえ、本県で初めて、仁淀川水系の日下川(支川を含む)を国土交通大臣が「特定都市河川」に指定することに伴い、法の適用において必要となる基準等を条例にて定めるもの。

## 2. 日下川流域での指定の背景

- 日下川流域では、平成26年8月の台風12号によって、100戸を超える床上浸水など甚大な被害が発生したことから、国、県、日高村の三者が連携し、平成26年洪水と同等規模の洪水が発生しても床上浸水被害を出さないようハード対策を実施。
- 加えて、村ではこれらのハード対策により浸水しないといった考えによる無秩序な開発を防止し、村・村民・事業者が協働して流域治水対策を推進するため、「日高村水害に強いまちづくり条例」を令和3年3月に制定。
- 村の取り組みに、より実効性を持たせるため、流域を特定都市河川に指定し、流域内の市町村が一体となって、流域治水を推進。



## 3. 指定に伴う法規制

特定都市河川の指定に伴い施行される規制(必須)

区域を指定すれば導入可能な規制(任意)

### 雨水浸透阻害行為の規制

特定都市河川流域内で1,000㎡以上の舗装等の雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為を行うときは申請し許可を受けるとともに、対策工事を実施しなければならない。

行為前  
流出  
浸透  
洪水時の水位

行為後  
舗装等によって、地中への浸透量が減少し、敷地外への流出量が増加  
浸透  
洪水時の水位↑  
浸水リスク増加

対策工事後  
雨水の貯留・浸透施設を設置することで、敷地外への流出量を行為前と同程度に減少  
流出  
浸透 貯留  
洪水時の水位

### 貯留機能阻害行為の規制

貯留機能保全区域で盛土・堀の設置等の氾濫水の貯留機能を阻害する行為を行うときは届け出なければならない。

行為前  
洪水時の水位

行為後  
盛土等によって、洪水貯留量が減少  
浸水リスク増加  
洪水時の水位↑

対策工事後  
洪水貯留施設を設置することで、洪水貯留量を行為前と同程度に増加  
貯留  
洪水時の水位

### 特定建築行為の規制

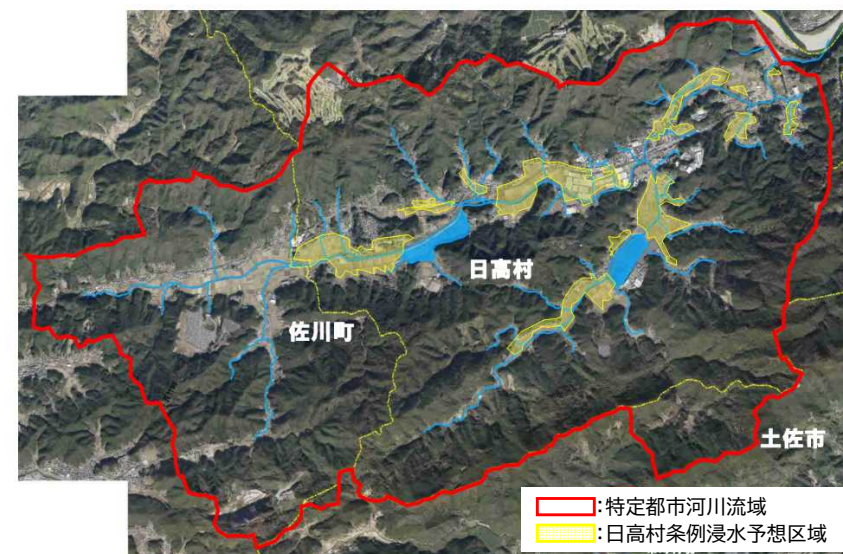
浸水被害防止区域で新たに建築物(住宅・社会福祉施設等)を建築(増改築含む)するときは居室の床高を浸水しない高さ以上(基準水位)とし許可を受けなければならない。

居室の床高  
基準水位(洪水時の水位)  
地面  
居室の床高

○居室とは、居間、食事室、寝室その他居住のための居室をいう  
特定都市河川浸水被害対策法施行令第二十二條 抜粋

## 4. 日下川流域での規制内容

- 必須となる「雨水浸透阻害行為」のみ流域全体で規制。
- 当該流域のうち、日高村においては法規制に加えて、村条例の「建物床高規制」、「貯留機能を阻害する行為の規制」を継続。



## 5. 条例の制定内容

- 雨水浸透阻害行為に係る対策工事で設置される「雨水貯留浸透施設」や、河川沿いの低地や窪地等、河川の氾濫に伴い浸入した水や雨水を一時的に貯留し、流域における都市浸水の拡大を抑制する効用があると認め指定した「貯留機能保全区域」等に設ける標識の基準(表示内容等)を規定。
- 「雨水浸透阻害行為」の規制について、まちづくり行政と密接に関連することや申請者の負担軽減の観点から、許認可事務の県から市町村への移譲を規定。

## 概要

学校給食費等の公会計化を実施することに伴い、県立学校の一部における学校給食の実施及び県立の特別支援学校の寄宿舎における寄宿舎食の実施について定めるとともに、学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めようとするもの

## 学校給食費等の公会計化について

### (現行)

- 各学校の校長が徴収・管理する費用となっており、保護者等から徴収した給食費等は県の一般会計を通さず食材業者への支払に充てている。

### (公会計化後)

- 県の歳入予算・歳出予算（一般会計）に計上し、「**公会計**」として徴収・管理を行う。
- 保護者等から徴収した給食費等は県の歳入となり、食材費は県の歳出予算からの支出となる。

### 【イメージ図】



## 背景

- ✓ 平成31年1月25日中央教育審議会において、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと答申（「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」）
- ✓ 文部科学省は、令和元年7月「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、全国の地方公共団体に対し公会計化を推進するよう通知（令和元年7月31日付け元文科初第561号通知「学校給食に関する公会計等の推進について」）

### 【公会計化により見込まれる効果】

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① 教職員の業務負担の軽減 | ④ 透明性の向上、不正の防止 |
| ② 保護者の利便性の向上  | ⑤ 公平性の確保       |
| ③ 徴収・管理業務の効率化 | ⑥ 給食の安定的な実施・充実 |

12

## 条例等に規定する内容

### 高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

第1条・第2条 趣旨、定義

第3条 学校給食等の実施

第4条・第5条 徴収・減免

第6条 委任

### 高知県学校給食費等の管理に関する条例施行規則（仮）

- 条例で委任された学校給食に関する事務に関し必要な事項（実施の対象校、納付額・納付期限）
- 保護者等に変更のあった場合の手続き

### 対象校（条例施行期日時点）

### 給食等の提供

県立中学校	2校 高知国際中 県立中村中	市給食センターから 配送 (※1)
県立特別支援学校(※2)	12校	委託
県立特別支援学校寄宿舎	7施設	委託

- ※1 所在地の市と協定を締結し給食の提供を受けている。
- ※2 上記以外の県立の特別支援学校では併設の病院又は施設から病院食等が提供されている。

**施行期日：令和7年4月1日**

※必要な手続きは公布日から施行

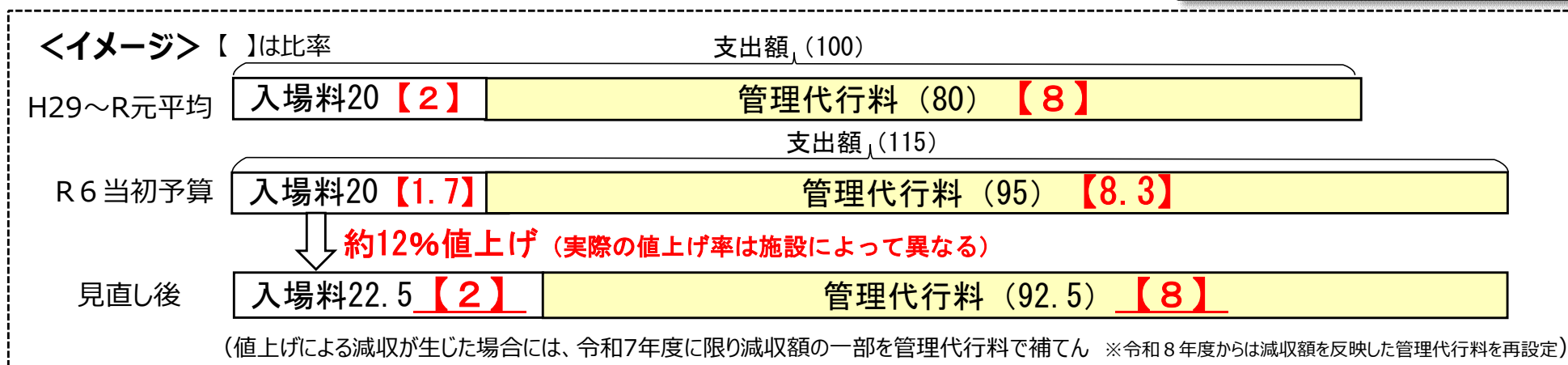
## 1. 背景

- ① 県は、物価高騰対応として、企業等の構造転換（賃上げ、価格転嫁、省コスト化）を促進  
指定管理施設においても、引き続き、職員の処遇を改善しつつ、安定的に運営していく必要
- ② 近年の物価高騰や、賃金水準上昇の影響により、指定管理施設における支出は増加しており、これに伴い、  
管理代行料も約5.8億円（19.1%）増加 ※H29-R元の3年平均とR6当初予算の比較  
⇒ 利用料金の見直しによる収入確保に取り組む必要  
＜参考＞ 他県の指定管理施設（岡山県後樂園、とっとり花回廊等）においても値上げの動きあり

## 2. 基本的な考え方

- 「利用者による負担（入場料等収入）」と「県による負担（管理代行料）」の比率について、物価高騰前（H29-R元の3年間平均）の比率を維持できるように入場料等を見直す  
※観光文化施設における障害者・高校生以下・県内高齢者向け減免は維持

⇒ 令和7年4月1日から料金改定を  
予定する施設：9施設（別紙参照）



## 3. 指定管理代行料等の見直し（R7年度から順次実施）

- 賃上げや物価高騰に応じて、毎年度の管理代行料を見直し（指定期間2年目以降の賃金上昇等を柔軟に反映）
- 収入の増加分を指定管理者が有効活用できるよう、剰余金の精算方法を見直し（インセンティブの設定）

# (別紙) 料金改定一覧

【金額は消費税込み】 ※網掛けは条例改正対象外

施設名		現行価格	見直し(案)	備考
観光・文化施設	①美術館	【常設展】 370円	【常設展】 400円 (+30円)	高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正(改3)  ※ホール等は一律10%程度の値上げ
		【企画展】 850円[平均]	【企画展】 900円 (+50円)	
		【ホール等】 37,770円(平日全日) ほかに13区分	【ホール等】 41,550円(平日全日) ほかに13区分	
	②文学館	【常設展】 370円	【常設展】 400円 (+30円)	高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部改正(改4)
		【企画展】 500円	【企画展】 600円 (+100円)	
	③歴史民俗資料館	【常設展】 470円	【常設展】 500円 (+30円)	高知県立歴史民族資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正(改6)
		【企画展】 520円	【企画展】 700円 (+180円)	
④坂本龍馬記念館	【常設展】 500円	【常設展】 改定なし	(条例改正なし)	
	【企画展】 700円	【企画展】 900円 (+200円)		
⑤高知城歴史博物館	【常設展】 500円	【常設展】 改定なし	(条例改正なし)	
	【企画展】 700円	【企画展】 800円 (+100円)		
⑥牧野植物園	【通常料金】 730円	【通常料金】 850円 (+120円)	高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部改正(改8) ※値上げによる負担感を考慮し、年間パスは値下げ	
	【年間パス】 2,930円	【年間パス】 2,500円 (▲430円)		
⑦高知公園(高知城)	【通常料金】 420円	【通常料金】 500円 (+80円)	高知県立都市公園条例の一部改正(改7) ※高知城の今後の耐震化や収支均衡運営を見据えた値上げ	
その他の施設	⑧県民文化ホール	【ホール等】 175,860円(オレンジホール・平日全日) ほかに53区分	【ホール等】 193,540(オレンジホール・平日全日) ほかに53区分	高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正(改5) ※一律10%程度の値上げ
	⑨春野総合運動公園	【陸上主競技場】 31,510円(アマチ17・全日) 【テニスコート】 490円/時間 ほかに166区分	【陸上主競技場】 32,780円(アマチ17・全日) 【テニスコート】 510円/時間 ほかに165区分	高知県立都市公園条例の一部改正(改7) ※一律4%程度の値上げ (100円コインシャワーのみ据え置き)

# 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案について

## ■ 条例改正の背景

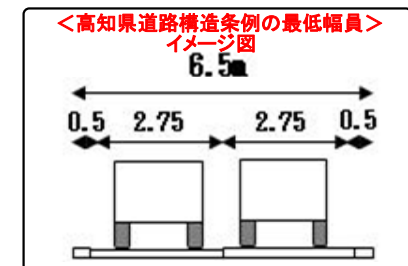
- 高知市、南国市、香美市、いの町の4市町で構成される「高知広域都市計画区域」では、無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に線引きを行っており、市街化調整区域では、都市計画法及び県都市計画法施行条例にて立地規制を行っている。
- 市街化調整区域では、**人口減少・少子高齢化により活力が減退**しており、国の運用指針では「周辺の市街化を促進させず、市街化区域で行うことが不適當であれば、地域の実情に沿った円滑な制度の運用を図ることが望ましい」との考えが示されている。これを受け県では4市町とともに市街化調整区域の**立地規制の見直し・緩和**を行っている。
- また、昨年度には、県や4市町や関係団体が参加する高知広域都市計画協議会で、関係団体から強い要望があった道路幅員などの**技術的な基準**について**見直し・緩和**を行った。

## ■ 条例改正の内容

### ① 既存道路幅員の見直し(条例第8条第2項、第10条)

立地規制の見直しにおいて、既存道路幅員の規定がある3つの業種(自動車修理工場、休憩所、給油所等)について、県道路構造条例の縮小値に基づき、「7m」から「**6.5m**」(\*)に緩和する。

(\*) 県道路構造条例(平成24年条例第52号)のやむを得ない場合の縮小値(路肩0.75m→0.50m)



### ② 圧縮水素スタンドの追加(条例第10条)

国の開発許可制度運用指針の改正に伴い、「給油所等」に「**圧縮水素スタンド**」を追加

#### 開発許可制度運用指針(令和4年4月1日改正)抜粋

- ・都市計画法施行令第29条の8に基づく建築物又は第一種特定工作物は、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物又は第一種特定工作物である。
- なお、上記の「給油所等」には水素スタンドが含まれるものと解される。

## 《条例議案の概要》

### 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について

#### 1 条例改正の目的

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたこと等を考慮し、異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当を定めようとするもの

#### 2 主要な内容

国家公務員に準じて知事部局の職員等に対し、特殊勤務手当（災害応急作業等手当）のうち新たな区分の手当が支給されることとなったことを考慮し、公立学校職員に対して支給する特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）を創設する。

支給金額については、知事部局の職員等に支給される災害応急作業等手当の額に準ずる。

条例改正内容	異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う <u>学校教育活動の支援に関する業務（※1）</u> に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当）
支給金額	1日当たり2,160円を超えない範囲内で <u>人事委員会規則で定める額（※2）</u>

※1 県外の地方公共団体の区域内で行う被災した児童又は生徒に対する学習指導等

※2 1日当たり1,080円（夜間に業務に従事した場合1,620円、著しく危険な区域において業務に従事した場合2,160円）

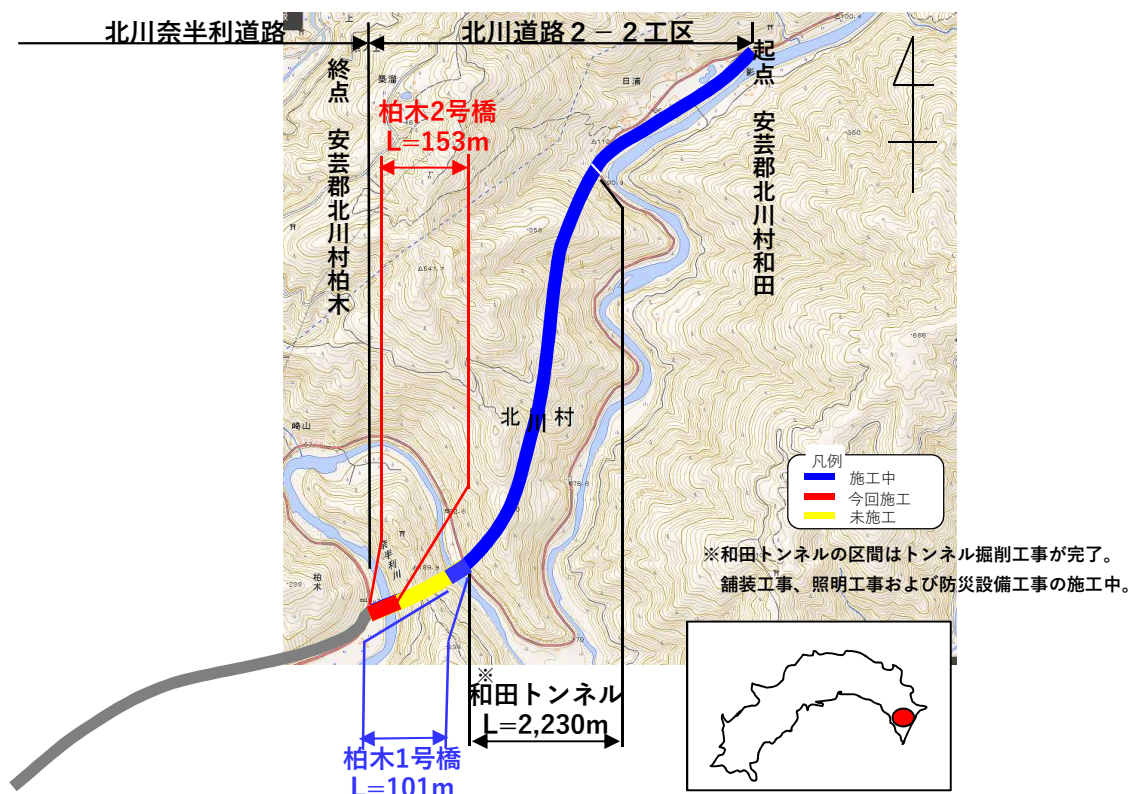
#### 3 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。



国道493号（北川道路・柏木2号橋上部工）道路改築工事  
（道改国（債）第2-2-1号）

1 位置図



2 工事概要

路線名	一般国道493号
工区名	きたがわ 北川道路2-2工区（延長 L=4,000m）
施工場所	あきぐんきたがわむらかしわぎ 安芸郡北川村柏木
工事内容	かしわぎ 柏木2号橋 上部工 L=153m
事業内容	一般国道493号北川道路2-2工区は、きたがわむらわだ かしわぎ トネットワークを構成する地域高規格道路阿南安芸自動車道の一部として、平成25年度から着手している。 当事業は、災害時における広域的な救助・救援ルートの確保及び道路防災上の危険箇所回避を目的としたバイパス整備事業である。 令和6年度から橋梁上部工事に着手する。
入札方法	一般競争入札
応札業者	1者
契約の相手方	よこがわ てっけん 横河・鉄建特定建設工事共同企業体
完成期限	令和9年3月7日
契約金額	934,142,000円











# 令和6年度 9月補正予算（案）の概要

---



令和6年9月  
高知県総務部財政課

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、南海トラフ地震対策を一層強化
- 連続テレビ小説『あんばん』の放送を契機にした観光振興の取組を推進
- 若年人口の増加に向けた移住プロモーションなどの人口減少対策を強化

## 1. 南海トラフ地震対策の強化

1,441百万円  
(債務負担行為額 120百万円)

- ◆国による南海トラフ地震の被害想定・防災対策の見直しにあわせて、**本県の被害想定の見直しを実施**
- ◆能登半島地震を踏まえ、**住宅の耐震化や各産業の早期再開に向けた取組**など、「事前の備え」を一層強化
- ◆国の公共事業予算を活用し、防災・減災に資する**インフラ整備を加速化** など

## 2. 経済の活性化

129百万円  
(債務負担行為額 3,767百万円)

- ◆「あんばん」放送開始に向けて、**物部川エリアでの観光博覧会への支援とともに、県内周遊の取組を推進**
- ◆観光誘客や外商の拡大に向けて、**2025年大阪・関西万博参画により、本県のPRを強化** など

## 3. 人口減少対策の強化

78百万円

- ◆安心して子育てができる高知を目指して、「**共働き・共育て**」の県民運動を実施
- ◆若者や女性が活躍できる高知県の強み・可能性を発信する**移住プロモーションを本格展開**



# 9月補正予算（案）の全体像

## 歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 6 年 度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	321,741,388	1,431,333	323,172,721	322,022,194	0.4
県 税	67,793,441		67,793,441	67,534,616	0.4
地方消費税清算金	36,747,985		36,747,985	36,778,876	△ 0.1
地方譲与税	15,030,285		15,030,285	14,359,251	4.7
地方交付税等	181,922,000		181,922,000	182,551,000	△ 0.3
(うち臨時財政対策債)	(605,000)		(605,000)	(2,120,000)	(△ 71.5)
財調基金取崩ア	6,265,373		6,265,373	8,085,376	△ 22.5
その他	13,982,304	1,431,333	15,413,637	12,713,075	21.2
(2) 特 定 財 源	143,908,276	3,506,937	147,415,213	165,632,954	△ 11.0
国庫支出金	63,624,612	2,036,681	65,661,293	86,138,084	△ 23.8
県 債	46,482,300	1,380,000	47,862,300	48,050,800	△ 0.4
(うち行政改革推進債・ 退職手当債)イ	(3,000,000)		(3,000,000)	(3,000,000)	
減債基金(ルール外分)等ウ	4,555,521		4,555,521	5,507,292	△ 17.3
その他	29,245,843	90,256	29,336,099	25,936,778	13.1
総計 (1)+(2)	465,649,664	4,938,270	470,587,934	487,655,148	△ 3.5

財源不足額 (ア+イ+ウ:再掲)	13,820,894		13,820,894	16,592,668	△ 16.7
------------------	------------	--	------------	------------	--------

(単位 千円、%)

## 歳出

区 分	令 和 6 年 度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	373,486,061	610,370	374,096,431	389,071,497	△ 3.8
人 件 費	112,594,368		112,594,368	105,426,697	6.8
扶 助 費	12,250,357		12,250,357	12,732,452	△ 3.8
公 債 費	65,162,588		65,162,588	66,880,149	△ 2.6
そ の 他	183,478,748	610,370	184,089,118	204,032,199	△ 9.8
(2) 投 資 的 経 費	92,163,603	4,327,900	96,491,503	98,583,651	△ 2.1
(補助)普通建設事業費	52,903,160	3,792,684	56,695,844	60,010,849	△ 5.5
(単独)普通建設事業費	32,470,100	535,216	33,005,316	31,887,005	3.5
災害復旧事業費	6,790,343		6,790,343	6,685,797	1.6
総計 (1)+(2)	465,649,664	4,938,270	470,587,934	487,655,148	△ 3.5

## 補正予算のねらい

国による最新の知見を踏まえた被害想定の見直しにあわせ、本県の被害想定の見直しを行うとともに、能登半島地震を踏まえ、本県でも同様の事態が起こりうるものとして、南海トラフ地震対策の強化・加速化を図る。

## 補正予算のポイント

### <Point 1>

国による被害想定見直しにあわせて、**本県の詳細な被害想定の見直しを実施**  
本県の被害想定を第6期行動計画バージョンアップの中で反映し、対策全般を強化

### <Point 2>

本県でも能登半島と同様の事態が起こりうるものと想定して、**南海トラフ地震対策を強化・加速化**  
・住宅の耐震化等の「命を守る」取組のさらなる加速化  
・各産業の早期再開など復旧・復興に向けた「事前の備え」となる対策を推進

## 主な事業

- 被害想定調査等委託料 53,097千円【債務負担(R7) 119,615千円】【南海トラフ地震対策課】  
国の被害想定の見直しにあわせて、高知県の詳細な被害想定の見直しを実施
- 住宅耐震化促進事業費補助金 313,318千円【住宅課】  
昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震診断や耐震改修等の支援を実施
- 畜産防災対策推進事業費補助金 100,100千円【畜産振興課】  
災害時における家畜の生命維持等のため、畜産農家が行う機器等の導入・設置に係る経費を支援

「命を守る」対策

**新** ①被害想定調査等委託料 **53,097千円**  
【債務負担(R7) 119,615千円】 [南海トラフ地震対策課]

国の被害想定の見直しにあわせて、高知県の詳細な被害想定の見直しを実施

内容：南海トラフ地震対策の基礎となる震度分布・津波浸水予測、人的・物的等被害想定の見直しを実施

**拡** ②住宅耐震化促進事業費補助金 **313,318千円**  
[住宅課]

昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震診断や耐震改修等の支援を実施

補助先：市町村  
補助率：1/4～3/4 耐震診断(1/4)、耐震設計(3/4)  
耐震改修(1/4(100万円以下)、1/2(100万円超))



耐震診断：自己負担額 3,000円以内  
耐震設計：補助額 最大44.2万円  
耐震改修：補助額 最大165万円

※市町村により支援内容が異なる場合があります。

**拡** ③防災・減災対策に資するインフラ整備 **940,192千円**  
[道路課ほか]

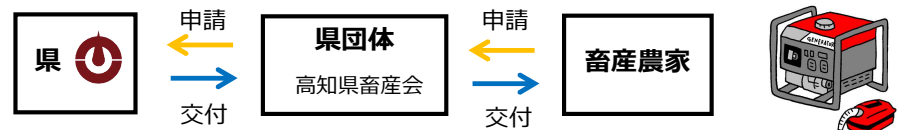
四国8の字ネットワークを構成する道路整備のほか、三重防護などの港湾・海岸施設の地震津波対策等を実施

「生活を立ち上げる」対策

**新** ①畜産防災対策推進事業費補助金 **100,100千円**  
[畜産振興課]

災害時における家畜の生命維持等のため、畜産農家が行う機器等の導入・設置に係る経費を支援

補助先：(一社)高知県畜産会(畜産農家への間接補助)  
補助率：1/2以内(上限50万円～900万円 ※機器によって異なります)  
対象機器：非常用電源、貯水タンク、揚水ポンプ等



**新** ②畜産試験場改修等事業 **19,314千円**  
[畜産振興課]

災害時における家畜の生命維持等のため、畜産試験場内の揚水ポンプや非常用発電機を整備

内容：畜産試験場内において、揚水ポンプ小屋の改修工事及び非常用発電機を整備等を実施

**新** ③漁港施設被害想定調査等委託料 **14,949千円**  
[水産業振興課]

防災拠点漁港における水揚・出荷の早期再開に必要な製氷施設等の被害想定調査を実施

調査対象漁港：5港(室戸岬、安芸、佐賀、清水、田ノ浦)  
内容：製氷施設の耐震性・耐津波性等をもとに被害を想定し、被災時の氷の供給体制を事前に構築するための調査を実施

## 補正予算のねらい

- 「あんぱん」の放送開始に向けて、物部川エリアでの観光博覧会への支援とともに、県内周遊の取組を推進
- 観光誘客や外商の拡大に向けて、2025年大阪・関西万博参画により、本県のPRを強化

## 補正予算のポイント

### <Point 1>

来春から放送される連続テレビ小説「あんぱん」を契機とした物部川エリアでの観光博覧会の準備・開催に必要な経費を支援するとともに、「どっぶり高知旅キャンペーン」の中で、やなせ氏ゆかりの観光資源等の情報を国内外へ発信

### <Point 2>

2025年大阪・関西万博において、高知県発祥の「よさこい祭り」と300年以上続く「街路市」をテーマとしたイベントを開催するとともに、本県の農業分野におけるIoPプロジェクト等の先進的な取組を展示するなど、本県のPRを強化



どっぶり高知旅キャンペーンPRポスター

## 主な事業

- 広域観光推進事業費補助金 25,000千円 [地域観光課]**  
プレイベントやオープニングイベントの実施、公式ガイドブックの制作など、物部川エリアでの観光博覧会の取組を支援
- 観光キャンペーン推進事業費補助金 23,883千円【債務負担(R7) 43,899千円】 [観光政策課]**  
やなせ氏キャラクターや県内まんが文化を巡る周遊企画の実施など、県内周遊を促すための取組を実施
- 大阪・関西万博イベント開催委託料【債務負担(R7) 49,768千円】 [国際観光課]**  
よさこい演舞の実施や高知の街路市の魅力を再現した物販など、本県の魅力を国内外に発信

## 観光博覧会の開催

**拡 広域観光推進事業費補助金** **25,000千円**  
[地域観光課]

連続テレビ小説「あんぱん」の放送を契機とした物部川エリアでの観光博覧会のイベントやオープニングイベントなどの準備・開催に必要な経費を支援

補助先：物部川エリアでの観光博覧会実行委員会  
補助率：1/2以内（補助上限額：1億円）

### 取組

○博覧会開催期間：R7.3.29（土）～R8.2.8（日）

< 主な取組 >

- ・イベントやオープニングイベントの実施
- ・公式ガイドブックの制作
- ・公式ホームページの制作
- ・地域のおもてなし人材の養成 等



## 県外からの誘客・県内全域への周遊

**拡 観光キャンペーン推進事業費補助金** **23,883千円**  
【債務負担(R7) 43,899千円】  
[観光政策課]

「どっぶり高知旅キャンペーン」を通じ、やなせ氏ゆかりの観光資源等の情報発信や、県内全域への周遊を促すための取組を実施

補助先：どっぶり高知旅キャンペーン推進委員会  
補助率：定額

### 誘致・広報事業

- ロゴマーク、ポスター、のぼり旗の制作、パンフレット等の作成
- やなせ氏ゆかりの地などと連携した観光PR
- 県外での交通広告の掲出 等

### 受入事業

- 「あんぱん」放送開始前後に合わせた県内イベント等の開催
- やなせ氏キャラクターや県内まんが文化を巡る周遊企画の実施
- やなせ氏キャラクター利活用促進セミナーの開催 等

## 受入環境の整備

**新 受入環境整備事業**  
**63,000千円**  
[道路課ほか]

- 【①アンパンマンミュージアム】：来場者等への交通安全対策として舗装修繕等を実施
- 【②のいち動物公園】：やなせ氏ゆかりの公園キャラクターを活用したフォトスポットの設置や駐車場の改修を実施
- 【③月見山こどもの森】：月見山こどもの森の安全対策及び老朽化した施設の改修を実施
- 【④安芸広域公園】：ごめん・なはり線各駅イメージキャラクターのモニュメントやパネルの修繕を実施

大阪・関西万博への出展

**新** ①大阪・関西万博イベント開催委託料  
【債務負担(R7) 49,768千円】[国際観光課]

「よさこい祭り」と「街路市」をテーマとしたイベントを開催

日程：R7.8.22（金）～R7.8.23（土）（予定）  
会場：EXPOアリーナ（予定）

よさこい演舞

多様な豊かな演舞により発祥の地・高知の「よさこい」の魅力を発信



街路市

高知の街路市の魅力を再現した物販、体験ブース等を設置



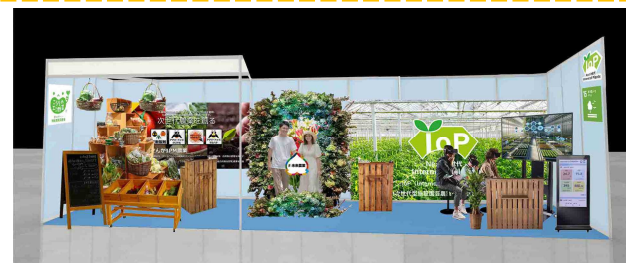
**新** ②大阪・関西万博出展等委託料  
【債務負担(R7) 25,000千円】[農業イノベーション推進課]

日本一の生産性と環境負荷の低減を両立した、本県の持続可能な施設園芸農業をPR

日程：R7.5.26（月）～R7.6.2（月）（予定）  
会場：EXPOメッセ（予定）

Point

- IoPプロジェクト等の本県の先進的な取組のPR（VRを活用）
- 世界的に評価の高い高知県産花の展示



(ブースイメージ)

スケジュール (案)

万博 開催期間 (R7年 4/13～10/13)

4/27

本県食文化の発信  
(大阪外食産業協会  
パビリオン)

5/26～6/2

本県の農業の魅力発信  
(内閣府SDGs展示)  
◆VRを活用したIoPの発信

8/22、23

高知県主催イベント  
◆よさこいの披露  
◆街路市(日曜日)を再現して特産品をPR



(万博会場イメージ)

## 補正予算のねらい

安心して子育てができる高知を目指して、「共働き・共育て」の県民運動を実施するとともに、若者や女性が活躍できる高知県の強み・可能性を発信する新たな移住プロモーションを展開

## 補正予算のポイント

### <共働き・共育ての効果>

#### 1 出生数の増加につながる

・男性の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生率が高まるという調査結果あり

#### 2 固定的な性別役割分担意識の解消につながる

・「家事・育児は女性」という意識を解消 ⇒若者、特に若い女性に選ばれる地域社会づくりにつながる

### <Point 1 >

若者や女性の多様な価値観が尊重され、すべての人が家庭でも仕事でも活躍できる「共働き・共育て」を県民運動として推進するための県内プロモーションを強化

### <Point 2 >

多様な価値観に対応できる本県の強み・可能性を発信することにより、若者・女性が活躍できる高知県をPR、Uターン・Iターンに向けた行動喚起するプロモーションを実施

## 主な事業

#### ○県民運動推進事業委託料 14,952千円 [人権・男女共同参画課]

TVCM、WEB広告などを活用し、「共働き・共育て」を県民運動として推進するための県内プロモーションを強化

#### ○UIターンプロモーション事業委託料 63,466千円 [移住促進課]

若年女性の多様な価値観に応じたショート動画を作成し、WEB広告、関東・関西の電車内等広告を発信するとともに、取組を主要メディア向けに発表

「共働き・共育て」の推進に向けた県民運動の実施

**拡** 県民運動推進事業委託料 **14,952千円**  
[人権・男女共同参画課]

若者や女性の多様な価値観が尊重され、すべての人が家庭でも仕事でも活躍できる「共働き・共育て」を県民運動として推進するための県内プロモーションを強化

○動画制作、TVCM、新聞、WEB広告 14,952千円

Point

<若者へのヒアリング調査結果>  
結婚や育児によって趣味や仕事に制約がかかることへの懸念がある

- 「共働き・共育て」の生活スタイルを県民運動として広め、男女間で家事・育児を分かち合うことで、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる高知県を目指す
- そのための原動力として、男性育休の取得促進を推進！

オール高知の県民運動キックオフ！

9/2 県・市町村・経済団体等による「共働き・共育て」推進のこうち共同宣言を実施

共働き・共育ての効果

- 1 出生数の増加につながる
  - ・男性の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生率が高まるという調査結果あり
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消につながる
  - ・「家事・育児は女性」という意識を解消
  - ⇒若者、特に若い女性に選ばれる地域社会づくりにつながる



若年人口増加に向けた移住プロモーションの展開

**新** UIターンプロモーション事業委託料 **63,466千円**  
[移住促進課]

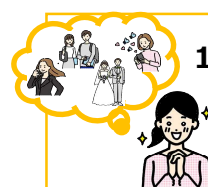
多様な価値観に対応できる本県の強み・可能性を発信することにより、若者・女性が活躍できる高知県をPR、Uターン・Iターンに向けた行動喚起するプロモーションを実施

- ショート動画制作、専用ページ制作、WEB広告 26,455千円
- 関東・関西の電車内等での広告 22,011千円
- 東京で主要メディア向けに発表 15,000千円

Point

<若者へのヒアリング調査結果>  
若年女性の県外転出やUターン阻害の要因は様々であり、その背景には、多様な価値観がある  
例：県内には希望を叶えられる企業や成長の機会が少ないというイメージを持たれている

- 多様な価値観に対応できる本県の強み・可能性を発信することが必要  
(例：若者が活躍できる企業があることの情報発信)
- 仕事を通じた成長の機会、やりがい、働き続けられる安心感など若年女性の多様な価値観に応じた様々なショート動画（10パターン）を作成し、デジタルマーケティングの手法を活用して発信、高知県をPR



12月 東京で主要メディア向けに新たに高知県が実施する移住プロモーションを発表

⇒同時に、関西・関東の主要路線の電車内で動画広告を配信

関西プロモーションとも連動してキックオフ！



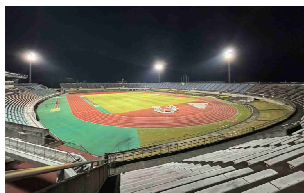
## 新 ① 春野総合運動公園整備事業

319,047千円

[公園上下水道課ほか]

プロスポーツの施設基準に必要な整備を実施するとともに、脱炭素化の取組と設備の老朽化対策を実施

整備内容：屋外照明設備のLED化  
火災報知器の改修 等



春野総合運動公園（高知市）

## 新 ② 四万十市新食肉センター整備事業費負担金

【債務負担(R7~R10) 3,112,796千円】 [畜産振興課]

四万十市の新食肉センターの整備に係る経費の一部を負担

負担先：四万十市  
負担割合：県50.6%、四万十市40%、その他7市町村9.4%  
※四万十市新食肉センター整備検討会における合意に基づくもの

## 新 ③ 国際交流推進事業費補助金

4,312千円

[文化国際課]

本県出身の森小弁氏と深い縁のあるミクロネシア連邦へ寄贈する重機の修繕及び移送に係る経費を支援

補助先：民間事業者 補助率：定額  
※移送に係る経費は、クラウドファンディング型ふるさと納税の寄付金を活用

## 新 ④ 宿毛湾港外国客船受入環境整備事業

18,354千円

[港湾振興課]

宿毛湾港への外国客船初寄港に向けた、国際船舶・港湾保安法に基づく保安対策を実施

整備内容：国際船舶・港湾保安法に基づき必要となる保安設備等の購入、保安設備等の設営・撤去、警備員の配置 等

## 拡 ⑤ 公共施設等のインフラ整備の加速

3,247,509千円【一部再掲】

[道路課ほか]

国費の内示状況を踏まえ、公共施設のインフラ整備に係る事業費を追加

### (1) 道路事業 1,442,493千円

四国8の字ネットワークを構成する道路や産業振興を支援する道路整備のほか、防災・減災対策等を推進

・国道494号ほか36箇所



国道494号佐川～吾桑BP  
(佐川町)

### (2) 都市計画事業 164,132千円

幹線道路ネットワークや歩行空間を確保するための都市計画道路等の整備

・はりまや町一宮線ほか4路線  
・都市公園施設の長寿命化対策



(都) はりまや町一宮線  
(高知市)

### (3) 砂防事業 132,519千円

防災上重要な施設を土砂災害から保全するための砂防関係施設の整備

・栗ノ木地区ほか9箇所



下田川（高知市）

### (4) 河川事業 333,100千円

河川の堤防や水門・排水機場の地震・津波対策を推進

・下田川ほか9箇所

### (5) 港湾・海岸事業 1,175,265千円

高知港及び高知港海岸の三重防護や、海岸堤防の耐震補強等を推進

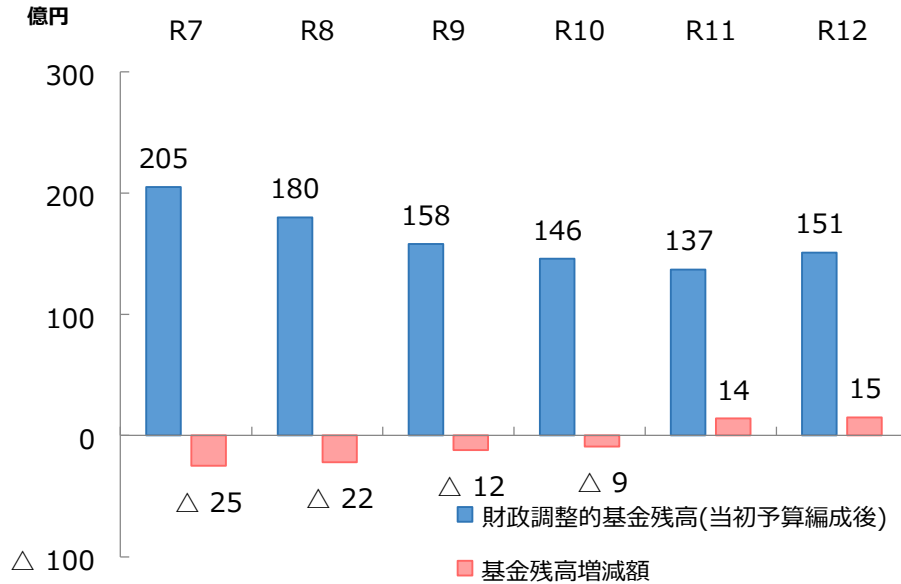
・港湾・・・高知港ほか8港  
・海岸・・・高知港海岸ほか5海岸



高知港（高知市）

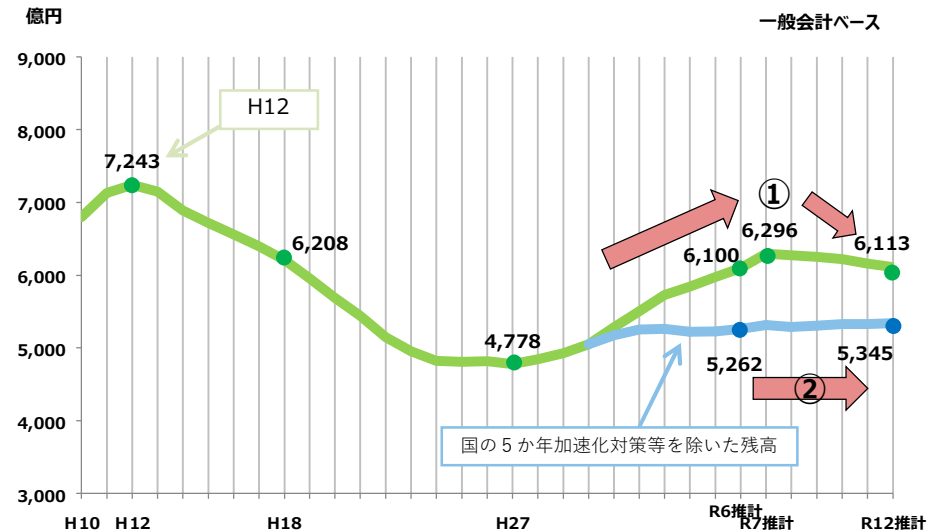
# 今後の財政収支の見通しについて

## 令和12年度までの財政収支の見通し



⇒ 安定的な財政運営に一定の見通し

## 令和12年度までの県債残高（臨財債除く）の見通し



- ⇒ ① 国の5か年加速化対策の最終年であるR7年度にかけて増加。以降は、逡減傾向に
- ② 5か年加速化対策等除きでは、横ばいで推移

## 中長期推計のポイント

- 1 今後想定される大規模事業等を踏まえても、事業の効率化や平準化を図る取組を行うことで、財政調整的基金の残高が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができている。
- 2 県債残高は、国の3か年緊急対策・5か年加速化対策の活用等により増加。しかしながら、地方交付税措置率の高い国の加速化対策分等を除くと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込み。
- 3 本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるため、引き続き、国に対して積極的な提案を実施。また、県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、交付税措置率の高い県債の優先活用や事務事業の見直し、デジタル化の推進を徹底し、施策の有効性や効率性を一層高めていく必要。